

令和7年第6回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年6月16日（月）午後1時26分から午後1時40分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	石田 敏裕	出席
2番	横山 智	出席
3番	目黒 文夫	出席
4番	横山 行雄	出席
5番	星 美代子	欠席
6番	川上 敦史	出席
7番	永澤 広美	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	菅野 昌孝	出席
10番	清野 敏興	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	齋藤 壽	出席
3区	加藤 博	出席
3区	菊地 英雅	出席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	八巻 和夫	出席
7区	森 文明	出席
7区	佐藤 正義	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
2番	横山 智
3番	目黒 文夫

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局長	加藤 伸二
主幹	菅野 正浩
副主幹	寺島 正幸

6. 議事

報告第 1号 令和7年第6回総会までの主な行事について

議案第16号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

令和7年第6回新地町農業委員会総会

会 長 ただいまより令和7年第6回農業委員会総会を開催いたします。

(あいさつ)

会 長 続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、2番 横山智委員と3番 目黒文夫委員にお願いします。

なお、欠席は5番 星美代子委員であります。

それでは、次第4の議事に入ります。

報告第1号 令和7年第6回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

加藤局長 報告第1号 令和7年第6回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

5月22日、前期農業委員会会長・事務局長研修会が福島市で開催され、清野会長、私が出席しております。

5月26日、県農業会議理事会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

同じく26日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

5月27日、浜通り地方農業委員会協議会視察研修が東京都で開催され、清野会長、事務局が出席しております。

5月28日、県選出国會議員との懇談会、全国農業委員会会長大会が東京都で開催され、清野会長、事務局が出席しております。

同じく28日、地域計画の推進に向けたWEB会議が開催され、事務局が出席しております。

6月2日、相双地域新規就農・企業参入推進検討会議が南相馬市で開催され、事務局が出席しております。

6月3日、農業者年金協議会通常総会・農業者年金加入推進特別研修会が福島市で開催され、清野会長、事務局が出席しております。

6月6日から11日まで新地町議会定例会が開催され、私が対応しております。

6月10日、県農業会議常設審議委員会の現地調査としまして、南相馬市において、清野会長が調査を実施しております。

同じく10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、星委員、菅野職務代理、森委員、佐藤委員、事務局で調査を実施しております。

6月12日、地域農業再生協議会役員会が役場で開催され、清野会長が出席しております。

以上でございます。

会 長 ただいま、事務局長から報告第1号について報告がありました。何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。
議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番をご説明いたします。2ページをご覧ください。

1番について、譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。取得する畑は、蔬菜類を栽培する計画であります。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

説明は以上でございます。

会 長 それでは議案第16号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

阿部委員 場所は、旧国道6号の下で、ブイため池にいく水の取り入れ口のところですか。

事 務 局 森委員の自宅の西側になります。申請地の南側が譲受人の畑となっておりますが、ここがパイプハウスが建っている畑となります。

会 長 その他ありませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し許可といたします。

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から2番を

事務局より説明を求めます。

事務局 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案の3ページと資料1ページから3ページになります。

譲渡人、譲受人、申請地、防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。

転用の目的は、資材置場、駐車場等であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地がなかったことから、許可の要件は満たしております。

2番について説明いたします。議案の4ページと資料4ページから7ページになります。

譲渡人、譲受人、申請地、防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。

転用目的は、太陽光発電設備であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。譲渡人が所有地である鉄炮町93番1に行くために、申請地の南側に飛び出ている部分について、譲渡人と譲受人の間で、通行同意書を取り交わしております。なお、鉄炮町91番1の隣接所有者からも太陽光発電設備を、少し東側に移動して欲しいと要望もありましたので、両方の要望をくんで、計画をしております。転用面積については、必要最小限に抑えております。工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、農地の集団性もなく農業公共投資の対象になっていないことから第2種農地と判断されます。他に適した土地を見つけられなかったことから、許可の要件は満たしております。

説明は以上でございます。

会長 この件に関しましては、6月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

菅野職務代理 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る6月10日に星美代子委員、森文明委員、佐藤正義委員、私と事務局で現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

1番を報告いたします。議案3ページと資料の1ページから3ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページに記載のとおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設の概要については、事務局から説明のありましたとおり

で、他の方の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

2番を報告いたします。議案4ページと資料の4ページから7ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の4ページから5ページに記載のとおりで、平たんな土地であります。

転用目的及び防除施設の概要については、事務局から説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見てまいりました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは議案第17号の1番から2番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から2番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和7年第6回農業委員会総会を閉会いたします。